

定 款

2025 年 6 月改正

塩野義製薬株式会社

第 1 章 総 則

第1条 (商号)

当社は、塩野義製薬株式会社と称し、英文ではShionogi & Co., Ltd. と表示する。

第2条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第3条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、動物用医薬品、農薬、工業薬品、医薬部外品、化粧品、肥料、その他各種化学製品、医療用具、その他機械器具類の製造、売買および輸出入
2. 食品、食品添加物、種苗類、飼料、飼料添加物の製造、売買および輸出入
3. 医薬品、動物用医薬品、農薬等の化学分析、その他各種分析、試験および検査
4. 医療用実験動物の飼育および販売
5. 不動産賃貸
6. 前各号の事業に付帯関連する一切の業務

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、30 億株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数および単元未満株式についての権利)

当社の単元株式数は、100 株とする。

- 2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。
 - (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
 - (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第10条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第11条 (株主総会の招集時期)

当社の定時株主総会は、これを毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に

招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使できる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第17条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第18条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

第19条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長、その他の役付取締役若干名を定めることができる。

第20条（取締役の業務執行）

取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。

- 2 取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）が、取締役会の決議の執行および会社の業務の統轄を代行する。

第21条（取締役の任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として、ま

たは増員により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 5 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 22 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 26 条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 27 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 5 章 監査等委員会

第 28 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 29 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

第 30 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 31 条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 32 条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない

ときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。